

中濃消防組合

地球温暖化対策実行計画

令和2年3月

中濃消防組合消防本部

目 次

I 背景	1
II 基本的事項	
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の期間	2
3. 計画の対象施設	2
4. 対象となる温室効果ガス	2
III 温室効果ガスの排出削減目標	
1. 基準年度の二酸化炭素排出量の現況	3
2. 削減目標	4
IV 具体的な取組	
1. 電気使用量の削減	4
2. 燃料使用量の削減	4
3. ごみ排出量の削減	5
4. 用紙類使用料の削減	5
5. 水道使用量の削減	5
6. その他	5
V 推進・点検体制及び進捗状況の公表	
1. 推進体制	5
2. 点検体制	6
3. 進捗状況の公表	6

I 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、わが国においても異常気象による被害の増加や生態系への影響等が予想されています。この地球温暖化の原因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取り組みが求められています。

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°C未満に抑えるとともに、1.5°C未満に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、政府は、2015年7月17日に開催した地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%削減するとの中期目標の達成に向けて、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、同目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けられており、わが国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。同計画においても、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

このような状況を踏まえ、中濃消防組合においても、温室効果ガスの更なる削減に向け積極的に取り組み、地球温暖化防止への一助として以下のとおり実行計画を策定するものです。

Ⅱ 基本的事項

1. 計画策定の目的

中濃消防組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「中濃消防組合事務事業編」）は地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」）第21条第1項に基づき、温室効果ガスの排出量を削減目標の実現に向け具体的に取り組みを行い地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

2. 計画の期間

基準年度を2018年度とし、計画期間を2020年度から2024年度末までの5年間とし、目標年度については、2024年度とします。

なお、計画の実施状況や社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3. 計画の対象施設

中濃消防組合事務事業編の対象範囲は、中濃消防組合の組織及び施設における全ての事務・事業とします。

4. 対象となる温室効果ガス

中濃消防組合事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる6種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

Ⅲ 温室効果ガスの排出削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出の現況

基準年度の二酸化炭素排出量は、二酸化炭素排出量計算シートを使用し算定を行うこととします。

当組合の事務事業における基準年度の二酸化炭素の総排出量は 361.1 t となっています。

基準年度の二酸化炭素排出量を排出要因別にみると、電気の使用に伴い排出される二酸化炭素が全体の 69.0% (249.3 t) を占め、次いでガソリンの使用が 21.1% (76.2 t)、軽油の使用が 9.9% (35.6 t) を占めています。

事務事業に伴う二酸化炭素の排出量を表 1 に示します。

表 1 基準年度（2018 年度）の二酸化炭素排出量

種 別	使用量	二酸化炭素排出 (t)
ガソリン (全体)	32,857.8 ℓ	76.231
軽油 (全体)	13,808.1 ℓ	35.624
電気 (本部・関消防署)	242,102 kWh	134.367
電気 (美濃消防署)	83,426 kWh	46.301
電気 (西分署)	15,863 kWh	8.804
電気 (武芸川出張所)	18,870 kWh	10.473
電気 (武儀出張所)	21,158 kWh	11.743
電気 (津保川出張所)	21,597 kWh	11.986
電気 (洞戸出張所)	23,801 kWh	13.210
電気 (板取川出張所)	22,302 kWh	12.378

2. 削減目標

消防業務の性質上、ガソリン、軽油などの燃料の使用については数値目標を設定して削減することが困難であるため、具体的数値目標は設定しませんが、以下のとおり目標を設定します。

- (1) 各年度における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量は基準年度数値をめぐり極力削減するよう努力します。
- (2) 環境への負荷を低減することを目指します。

IV 具体的な取組

1. 電気使用量の削減

- ・空調設備の温度管理を適切に行うとともに、カーテン、ブラインドを有効に活用する。
- ・庁舎の施設の照明を天候や時間に応じ消灯する。
- ・昼休みは基本的に消灯し、来客等の場合は部分的に点灯し対応する。
- ・使用していない場所（トイレ、廊下、通路、車庫等）の照明は必要最低限最小限の点灯とする。
- ・パソコンのディスプレイの光度を落とし、使用していないパソコンは電源を切る。
- ・省電力機能がついている場合は、その機能を使用する。
- ・電気製品の主電源をこまめに切る。
- ・電気製品等の購入時は、省エネルギーで環境への負荷の少ないものに努める。

2. 燃料使用量の削減

- ・車両ごとに走行距離・給油量等を記録し適正利用管理に努める。
- ・アイドリングストップを徹底する。（緊急時を除く）
- ・タイヤ空気圧などの適正管理を行い、車両整備に努める。
- ・車両購入時は、できる限り環境への負荷の少ないものに努める。

3. ごみの排出量の削減

- ・ごみの分別を徹底し、リサイクル可能な物品の活用により、ごみの排出量の削減に努める。
- ・物品の修理により長期利用に努め、ごみの減量化を図る。

4. 用紙類使用料の削減

- ・印刷・コピーは必要最小限で行い、使用量については所属単位で把握、管理し削減を図る。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。
- ・可能な限り、両面印刷、両面コピー、用紙の裏面再利用を徹底し、用紙の削減を図る。
- ・シュレッダーの使用は機密文書の廃棄のみに制限し、それ以外の文書は再資源化に努める。
- ・古封筒の再利用の徹底を図る。

5. 水道使用量の削減

- ・水道水使用時の水の流しっぱなしに注意し、節水に努める。

6. その他

- ・クールビズやウォームビズを行い、空調設備の使用制限を図る。

V 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

本計画の着実な推進と計画管理を行うためには、各所属単位で取組を推進することが必要であることから、以下の推進体制で取り組んでいくこととします。

- (1) 実行計画の事務局は、総務課内に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

- (2) 各所属長を推進責任者とし、計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、計画の総合的な推進を図ります。
- (3) 各所属は、推進責任者を中心に地球温暖化に関する知識の普及と計画の実施・運用に努めます。

2. 点検体制

事務局は、推進状況について推進担当者から定期的に報告を受け、年1回以上、計画の点検評価を行います。

3. 進捗状況の公表

本計画の策定及び取組状況等については、中濃消防組合ホームページにより、広く公表します。